

採択：2009年3月13日  
先行未編集版

第53回婦人の地位委員会  
2009年3月2日～13日

合意結論

H I V／エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担

1. 婦人の地位委員会は、「北京宣言及び行動綱領」、「第23回国連特別総会」の成果文書及び第4回世界女性会議10周年記念の機会に委員会により採択された宣言を再確認する。
2. 委員会は、1994年「国際人口・開発会議」、1995年「世界社会開発サミット」、2000年「ミレニアム・サミット」、2002年「子どものための世界サミット」、2002年「開発資金に関するモントレイ合意」の成果を再確認し、2005年「世界サミット」を想起し、それらの完全かつ効果的な実施が、H I V／エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担を実現するために不可欠であることを更に認識する。
3. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」及びそれらの選択議定書、並びにその他の条約及び協定は、男女間の平等な責任分担の促進のための法的枠組み及び包括的な一連の措置を提供するものであることを改めて表明する。
4. 委員会は、ジェンダー不平等による、女性のH I V／エイズに対する脆弱性の増大、H I V／エイズの全般的な拡大及び女性への感染の増大への懸念をとりわけ表明した、2001年「H I V／エイズに関する誓約宣言」及び2006年「H I V／エイズに関する政治宣言」を繰り返し、また、女性及び女兒が、H I V感染者／エイズ患者を看護し支える不釣り合いな重荷を負っていることを認識する。
5. 委員会は、仕事上の責任と家族的責任を両立させるための枠組みを提供している、1981年ILOの「家族的責任を有する労働者条約（第156号）」及びその補足的「勧告（第165号）」に十分に留意する。
6. 委員会は、ジェンダー不平等は依然として存在し、社会のあらゆる領域における男女の権力格差に反映されていることを認識する。さらに委員会は、ジェンダー平等は全ての人に利益をもたらすものであり、またジェンダー不平等に起因する負の影響は社会全体が被ることになることを認識しており、それゆえに、男性及び男児は、自ら責任を負いまた女性及び女兒と連携して共に取り組むことにより、ジェンダー平等・開発・平和という目標の達成に必要な不可欠な存在であることを、強く訴える。また委員会は、態度や関係、ジェンダー平等を推進し、女性があらゆる人権を完全に享受するために極めて重要な資金及び意思決定へのアクセスに変革をもたらす男性及び男児の能力を認識する。
7. 委員会は、女性が正規経済、そして特に経済上の意思決定に完全に組み込まれること

は、現行の性別労働分業を、男女が平等な待遇、賃金及び権力（有償労働と無償労働の分担を含む）を享受する新しい経済構造に変えることを意味することを認識する。

8. 委員会は、不平等な責任分担のコストには、女性が労働市場とのつながりがより弱いこと（時代遅れの仕事、より短い労働時間、非公式な労働への限定及びより低い賃金）、社会保障給付へのアクセスがより弱いこと並びに教育／訓練、余暇及び自己管理、及び政治活動のための時間がより少ないことが含まれることに留意する。

9. 委員会は、家庭、家族及び地域レベルのケア提供労働は、児童、高齢者、病人、障害者に対するサポートやケア、及び家庭の規模や児童の数・年齢といった要因によって影響を受け、ケア提供を支援するためのインフラストラクチャーやサービスの利用可能性において先進国と途上国では相当な格差がある、家族の親族関係や地域の責任に関連するケア提供を含むことを認識する。委員会は、ジェンダー不平等と差別により、労働分業における男女間の不均衡が継続し、固定的な性別意識が永続していることも認識する。委員会は、高齢化社会及び若い社会の人口構造における、またH I V／エイズに関連した変化により、ケアの必要性とその範囲が増大したことを更に認識する。

10. 委員会は、あらゆるレベルの関係者との継続的な協力関係及び、2008年のミレニアム開発目標に関するハイレベル会合において発表されたジェンダー平等とH I V／エイズに関するコミットメントを更に歓迎する。

11. 委員会は、ミレニアム開発目標の達成に向けた進捗及び「北京宣言及び行動綱領」の実施を妨げる可能性のある、世界的な経済・金融危機の負の影響に関して深い懸念を表明する。

12. 委員会は、女性の地位向上のための国内機構、国の人権擁護機関（存在する場合）及び市民社会（特に女性団体）の、「北京宣言及び行動綱領」の実施及び男女間の平等な責任分担の促進における重要な役割を認めるとともに、委員会の活動へのそれらの貢献を認識する。

13. 委員会は、公的及び政治的生活における男女の平等な参画へのコミットメントがケア提供における男女の平等な参画にとっての重要な要素であることを再確認する。

14. 委員会は、2008年9月15日の総会決議62/277、特にそのジェンダーに特化した規定を認識し、これに関し、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関して現在行われている活動を奨励する。

15. 委員会は、各国政府（地方自治体を含む）に、適切な場合には、それぞれの権限の範囲内で国連システムにおける関係機関、国際機関及び地域機関と、また市民社会、民間部門、雇用者団体、労働組合、メディア及びその他関係者と協力し、以下に示す行動を取るよう要請する。

a. 「北京行動綱領」及び「国際人口・開発会議」、「世界社会開発サミット」及び「開発資金に関するモンレー合意」の成果文書、並びにそれらのフォローアップ過程の成果を完全に実施するための努力を強化する。

b. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条

約」及びそれぞれの選択議定書について、批准又は加入を特に優先的な事項として検討し、条約に付している留保の範囲を制限し、いかなる留保も条約の目的に抵触しないことを確保するため、かかる留保を撤回することを視野に入れつつ定期的に見直し、とりわけ、効果的な国内法、政策及び行動計画を導入することにより、条約及び選択議定書を完全に実施する。

c. 仕事上の責任と家族的責任の両立のための枠組みを提供している 1981 年 ILO の「家族的責任を有する労働者条約（第 156 号）」の批准及び実施、並びにその補足的「勧告（第 165 号）」の実施を優先事項として検討する。

d. 女性を差別する、あるいは女性に差別的な影響を及ぼすあらゆる法、規則、政策、慣行や慣習を見直し、適切な場合には、改訂、修正、廃止を行い、複数の法制度が存在する場合にはその規定が、無差別原則を含む国際的な人権に関する義務、公約及び原則に適合することを確保する。

e. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含む、人権に関連したすべての条約に規定されているように、差別なく確実に機能するように監視及び見直しが行われる国内の司法メカニズムを通じることを含め、侵害からの効果的な法的保護への女性及び児童の、完全かつ平等なアクセスを確保する。

f. すべての法、政策及びプログラムにおいてジェンダーの視点を主流化し、あらゆる分野のあらゆるレベルにわたり、ジェンダーに対応した予算編成過程を組み入れることを推進するとともに、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及びH I V／エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担を推進するために、国際協力を強化する。

g. 男女間の平等な責任分担の促進を目的として、あらゆるレベルの意思決定過程における女性の平等な参画を強化するために、適切な場合には、具体的な目標とベンチマークを設定し、積極的改善措置及び暫定的特別措置を採る。

h. 国連システムにおける調整、説明責任、効果及び効率（ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントについて、その達成のための国家政策の実施について加盟国を支援し、資金不足に取り組むための能力を含む）を強化する。

i. H I V／エイズを含むケア提供を支援する政策及びプログラムにおける資源及び意思決定への女性のアクセスを強化するために、男女間の理解を促進する。ジェンダー平等を達成する上で重要な役割を担う男性及び男児が、女性及び女児との平等な責任分担の向上を目指す政策やプログラムに積極的に関わることを確実にし、もって女性及び女児の人権を促進し保護するために態度や行動様式の変化を醸成する。

j. 仕事上の責任及び親としての責任の男女間の平等な分担を達成するために適切な措置（ケアと職業生活との両立のための措置を含む）を講じ、家事に関する男性の平等な責任を強調する。

k. 女性に対する暴力に全体的に取り組むこと（女性に対する暴力と、H I V／エイズ、貧困撲滅、食糧安全保障、平和と安全、人道支援、保健及び犯罪防止といった他の問題との関連の認識を通じたものを含む）の必要性を認める。

- l. 包括的な社会文化戦略（あらゆる人々にとっての十分なケアについての社会的及び個人的価値観を認め、男女双方に完全かつ平等な人間開発の機会を提供する政策及びプログラムを含む）を考案するための取組を行う。
- m. 人道上の緊急事態に陥っている女性及び女兒（特に、ケア提供の責任を不均衡に負担している者）を保護し、彼女たちのニーズに対処するための措置を講じる。
- n. 女性及び女兒の能力を強化し、グローバリゼーションの社会的経済的な負の影響に対応する力を女性と女兒につけるために、貧困やH I V／エイズの女性化を低下させる、貧困撲滅戦略を含む国家開発計画及び戦略を、女性及び女兒の完全かつ効果的な参画（意思決定におけるものを含む）を得つつ、立案、強化及び実施する。
- o. ファミリー・フレンドリーな政策及びサービス（子やその他の扶養家族のための手頃な価格の利用しやすくかつ質の高いケアサービス、育児休暇その他の休暇制度、並びに仕事上の責任及び家族的責任の男女間の平等な分担に関して世論その他関係者の意識を喚起するためのキャンペーンを含む）を立案、実施及び推進する。
- p. ケア提供は重要な社会的機能であり、家族や家庭内の男女間で平等に分担されるべきであることの一層の理解と認識を促進し、あらゆる関係者の間で対話と調整を強化する。
- q. 国民経済計算には含まれていない無償労働について、その価値を経済計算によりよく反映させるために、定量的及び定性的に測定するとともに、家庭及び社会全体の内部及び両者間の無償労働の価値とコストをあらゆる関係部門にわたる政策、戦略、計画及び予算に組み込むための、必要な措置を認識して講じる。
- r. 国民経済計算には含まれていない無償労働を定量的に測定し、もって、その価値を、正確に評価するとともに、中核的な国民所得計算とは別個だがそれと整合性をもったサテライト勘定又はその他の公的経済計算に反映させる。
- s. 有償・無償双方のケアの提供者の人権、社会的保護及び適切な労働条件の完全な享受を確実にするために、ジェンダーに敏感な政策及びプログラムを採用、実施及び監視する。
- t. 有償労働と家族的責任の両立を促進し、職業及び分野による男女の分離を少なくし、平等な報酬を推進し、勤務形態が柔軟な労働者が差別の対象にならないことを確実にする、ジェンダーに敏感な法制度及び政策を採用、実施、評価し、及び必要に応じて見直しを行う。
- u. 男女の、出産休暇、育児休暇及び／又はその他の休暇へのアクセスを確実にし、男性がこのような休暇をケア提供のために利用するインセンティブの提供を検討するとともに、男女を解雇から保護し、そのような休暇を利用した後に同様もしくは同等の職に復帰する権利を保証するための措置を講じる。
- v. 健康保険、児童手当及び家族手当のような社会的保護措置及びこれらの給付に関する情報が広く入手でき利用しやすいこと、並びに、これらの措置がジェンダーに関する偏見を助長しないこと、労働者が利用できる給付を受けても差別の対象にはならないこと、及びこれらの給付をすべての労働者（適切な場合には、インフォーマル部門における者を含む）を対象にするために定期的に見直すことを、確実にする。

w. 基礎的で最低限のニーズを満たす、年金・貯蓄制度を含む、持続可能かつ十分な社会的保護及び／又は保険の制度を創出し及び改善し、それぞれの給付の計算において、ケア提供のための休暇期間を認識する。

x. 女性の移住家事労働者を含むすべての家事労働者のために、権利を保護し、とりわけ労働時間や賃金において適正な労働条件を確実にするための取組及びヘルスケアサービス及びその他の社会的経済的給付への彼女たちのアクセスを向上させるための取組を強化する。

y. 児童労働及び女兒の経済的搾取の防止及び根絶を確実にすると同時に、家事労働者やケア提供者として雇われている女兒（移民女兒を含む）及び過度の家事やケア提供の責任を果たさなければならない女兒の特別なニーズに応えるための措置並びに教育、職業訓練、保健サービス、食料、住居及びレクリエーションへのアクセスを提供するための措置を講じる。

z. 最悪の形態の児童労働を根絶するために、適切な場合には、国家行動計画を含むジェンダーに敏感な施策を策定する。

aa. ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを実現し、女性及び女兒のあらゆるレベルにおける教育を受ける権利並びに、女兒や男児の発育レベルに合った方法による、完全で正確な情報に基づいた、適切な指示及び指導の下での性教育に加えて、性と生殖に関する健康及び高品質かつ手頃な価格で普遍的にアクセス可能なプライマリー・ヘルスケア／サービスを含む可能な限り最高水準の心身の健康を享受する権利を確保するため、教育、保健及び社会サービスを強化し、資源を有効に活用する。

bb. ケアを必要としているすべての人々のための、公平で質が高くアクセス可能で手頃な価格のケア及び支援サービスの提供（地域に根ざした支援システムを通じたものを含む）を、創出及び／又は拡大し、十分な資源を提供すると同時に、女性及び男性の労働における流動性の増大や、該当する場合には、親族や拡大家族の責任及び十分な栄養の重要性を念頭に置き、そのようなサービスがケアを提供する側と受ける側双方のニーズに応えることを確実にする。

cc. ミレニアム開発目標 6 並びに 2001 年「H I V／エイズに関する誓約宣言」及び 2006 年「H I V／エイズに関する政治宣言」の目標を達成するために、保健システムのあらゆるレベルにおける総合的な人的資源のニーズについて評価及び対応する。また、適切な場合に、H I V感染者／エイズ患者の予防、治療、ケア及び支援において熟練した医療従事者の採用、研修、配置及び確保を効果的に管理するための行動をとる。

dd. ジェンダー平等を基本原則として組み込んだ、質が高くアクセス可能で手頃な価格の公的サービス（教育、保健及びその他の社会サービスを含む）を提供するための、とりわけ資源配分を通じた取組を強化するため、十分な投資が行われることを確実にする。

ee. 家庭へのケアの負担を軽減するために、特に貧困に苦しむ農山漁村部において、交通、安全で信頼できる清浄な給水、衛生、エネルギー、電気通信の提供及び手頃な価格の住宅プログラム等の重要な公的インフラストラクチャーの利用可能性、アクセス及び活用を向

上させる。

ff. 包括的なH I V／エイズ予防プログラム、治療、ケア及び支援への普遍的アクセスを2010年までに達成するという目標及び2015年までにH I V／エイズの拡大を阻止し、逆戻りさせるという目標に向け、取組を大幅に拡大させるとともに、それらの取組がジェンダー平等を推進し、男女双方のケア提供の責任を考慮することを確実にする。

gg. あらゆる人権と万人の基本的な自由の完全な実現が、H I V／エイズの流行への世界的な対応の不可欠な要素であることを再確認し、包括的なH I V／エイズ予防、治療、ケア及び支援を提供するために立案された国のすべての政策やプログラムにおいて、H I V／エイズに感染あるいは発症する危険のある又は既に行っている、女性及び女兒（若い思春期の母親を含む）に特別な注意と支援が与えられることを確実にし、これに関して国際的に合意された目標を達成するにあたっては、とりわけ、偏見や差別を予防・軽減し、貧困を撲滅し、低開発の影響を緩和することが重要な要素であることを認識する。

hh. H I V／エイズのような流行病の場合、医薬品へのアクセスは、可能な限り最高水準の心身の健康を享受するというすべての人々の権利の完全な実現を漸進的に達成するための基本的な要素の一つであることを再確認する。

ii. H I V／エイズの女性化の増大を認識し、女性に力を与えること及びH I V／エイズに対する女性たちの脆弱性を軽減することに確実に貢献するよう、H I V／エイズに関するあらゆるレベルの既存の政策、戦略、資源及びプログラムが見直され修正されることを確実にする。

jj. 男女双方のケア提供の責任（地域社会、家族及び家庭におけるケアにおけるものを含む）を考慮しつつ、国のH I V／エイズ政策、プログラム及び監視・評価システムにジェンダーの視点を組み入れるとともに、H I V感染者／エイズ患者を含む、特に女性のケア提供者の、意思決定過程への完全かつ積極的な参画を確実にする。

kk. H I V／エイズに感染・発病した、高齢女性や未亡人を含む女性及び女兒並びに無償でケア提供を行っている人々（特に世帯主である女性や女兒）の、とりわけ、社会的・法的保護、金融・経済資源（マイクロクレジットや持続可能な経済的機会を含む）へのアクセスの拡大、教育（教育を継続する機会を含む）、並びに保健サービス（手頃な価格の抗レトロウィルス薬治療を含む）及び栄養支援へのアクセスに対するニーズに対応するため、多分野に跨る政策やプログラムを策定し、すべての必要な措置を特定し、強化し、講じる。

ll. H I Vの新規感染者数を減少させるための、また、その結果として、男女双方にかかるケア提供責任の負担を軽減させるための、性と生殖の健康及びサービスを含む、包括的な予防、治療、ケア及び支援プログラムへの普遍的アクセスを通じて、並びに任意のかつ内密のカウンセリング及びH I V検査へのアクセス、児童の発育レベルに合った方法での、完全かつ正確な情報に基づいた、適切な指示及び指導の下で行われるH I V／エイズ及び性に関する教育及び意識向上への投資、及び、女性により管理される方法を含む、新しく安全で質が高く価格が手頃なH I V／エイズ予防製品、診断、薬及び治療用品、及び新しい予防技術及び殺菌剤及びエイズワクチンの研究・開発及びこれらへのアクセス、を向上させるための、長期的戦略としてのH I V予防の重要性を強調する。

mm. HIV／エイズに関連して、無償のケアサービスを提供している女性及び女兒への現在の負担を軽減するために、質の高い包括的な公的ヘルスケアサービス（地域に根ざした、特にHIV／エイズの予防・治療に関連した保健サービス（障害者を対象としたものを含む）、病院及びホスピスにおけるケア並びに心理的社会的支援サービスを含む）へのアクセスを強化、拡大、改善及び推進するとともに特に農山漁村地域における専門職のヘルスケア提供者数を増加させる。

nn. ジェンダーに関する固定観念並びにジェンダー不平等及びジェンダーに基づく暴力・虐待の根絶における男性及び男児の積極的な関与を推進するためのプログラム（意識向上プログラムを含む）を立案及び実施する。また、HIV／エイズの蔓延並びに性、生殖、育児及び女性と男性、女兒と男児との間の平等の推進に関連した事柄における役割と責任を理解するよう男性（若い男性を含む）を教育し、また、HIV及び他の性感染症の伝染を予防するために、若者を対象とした教育（性と生殖に関する健康の分野を含む）へのアクセスの向上等により、女性及び男性が適切かつ包括的な予防プログラム及び支援のパッケージへのアクセスの向上を含む、安全で責任ある非強制的な性と生殖に関する行動を取ることができるようにする。また、ケア提供、予防、治療、支援及び影響評価プログラムへの男性及び男児の完全な参画を奨励する。

oo. ライフサイクルを通じた男女間の平等な責任分担の推進を目的として、固定観念に基づく態度や行動に対処するための適切な政策及びプログラムを策定し、実施する。

pp. HIV／エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担におけるジェンダーに関する固定観念に対処するために、女性や女兒、男性や男児に対する差別的な態度を撲滅することを目的とした、ジェンダーに敏感な教育及び研修プログラム（あらゆるレベルの教育者を対象とするものを含む）を策定する。

qq. 父親やケア提供者としての男性の参画と責任を促す情報・意識啓発キャンペーン、教育・研修、学校のカリキュラム、ピア・プログラム及び政府の政策等の、家庭内及び職業としてのケア提供における男性の参画を増大させるための措置を講じる。また、女性の人権の促進や及びジェンダーに関する固定観念への挑戦において、男性及び男児が変化の担い手になることを奨励するための措置を講じる。特に、それらが、育児や幼児の発育における男性の役割に関連しているからである。

rr. メディアに、ジェンダー平等を推進し、固定観念にとらわれない女性と女兒、男性と男児の描写を推進するよう奨励し、また、ジェンダー平等と性別役割意識についての意見（特に男性及び男児の）に関する調査を実施及び公表することにより、並びに、ジェンダー平等を実現するために行われた取組の影響を評価することにより、男女間の平等な責任分担に関連するジェンダーに関する固定観念に取り組む。

ss. 男女間の平等な責任分担を実現するために、公的・政治的生活を含む生活のあらゆる分野におけるジェンダーに関する固定観念を根絶するための戦略を策定するとともに、あらゆるレベルと分野における指導者や意思決定者としての女性及び女兒の肯定的な描写を奨励する。

tt. ジェンダーに関する固定観念を根絶するための戦略及び相手を尊重する関係を促進するプログラムの策定等によって、あらゆる形態の暴力（特にジェンダーに基づく暴力）

の防止・根絶における男性及び男児の積極的な参画を奨励、支援するとともに、女性及び女兒に対する暴力を一切容認しない戦略の一部として、加害者を更生させる。

uu. 調査を行い、性別及び年齢別のデータを収集し、適切な場合には、ジェンダーに敏感な指標を策定し、もってH I V／エイズ関連を含む男女間の責任分担に関し、政策策定における情報を提供し、整合性を持って評価を実施し、進捗を測定するとともに、増大したケア提供の責任を引き受ける際に男性が直面する障害及び固定観念を明確にする。

vv. 無償労働の男女間の分担を促進する政策の策定の参考となるよう、あらゆる種類の活動に関する包括的な情報を生活時間調査等を通じて効果的に収集するために、国の統計事務所及び、必要に応じて、測定システムの能力を強化する。

ww. 官公庁で指導的役割を担う立場及び戦略的な経済的・社会的・政治的意思決定を行う立場にいる女性及び男性の相対的な参画に関する統計の収集と普及を強化し、もってこれらの領域における男女間の平等な責任分担を推進する。

xx. 経済・金融危機の負の影響（女性及び女兒への影響を含む）を克服するために適切な措置を採り、これらの措置にジェンダーの視点を組み入れることで、それらが女性と男性に等しく利益をもたらすようにし、同時に、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための十分な水準の資金を可能な限り維持するよう努める。

yy. 気候変動が女性（特に生計や日々の生活が持続可能な生態系に直接依存している女性）に及ぼす不均衡な影響（ケア提供のような無償労働を著しく助長し、彼女たちの健康、幸福及び生活の質へ悪影響を与える、所得を生む活動からの排除を含む）へ対処することを含む、持続可能な資源管理及び持続可能な開発のための政策・プログラムの策定に関する意思決定に、女性を男性と平等に参画させるため、あらゆる適切な措置を講じる。

zz. 「北京行動綱領」、「カイロ行動計画」、「第23回国連特別総会」の成果文書、2001年「H I V／エイズに関する誓約宣言」及び2006年「H I V／エイズに関する政治宣言」の途上国における、特にそれらの各国の能力強化を通じた実施のための、国際レベルにおける十分な資金を確保する。

aaa. 技術支援及び研修を通じて保健分野の人的資源の開発を支援するため、及び保健サービスへの普遍的なアクセス（遠隔地や農山漁村部を含む）を向上させるために、熟練した医療従事者の確保において途上国が直面している課題を考慮に入れた上で、国際協力を強化する。

bbb. まだコミットメントに沿って行動していない先進国に対し、それぞれの国民総生産（G N P）の0.7%を開発途上国向け政府開発援助に、0.15%から0.20%を後発開発途上国向けにするという目標達成に向けて具体的に取り組むよう要請する。また、開発途上国に対し、政府開発援助が、開発目標及びターゲットの達成に資するために、また、とりわけジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現のために効率的に用いられることを確保する点において達成された進展をさらに積み上げていくよう奨励する。